

令和8年度 障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針

1 基本方針

府中市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（令和3年8月27日要綱第70号。以下「実施要綱」という。）第7条第1項に基づき、実施要綱第2条に定めるサービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

また、監査については、法令・条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を講じること主眼を置いて実施する。特に障害者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の権限行使等を行う。

なお、実施にあたっては、東京都、関係区市町村及び関係各課と連携し、指導検査体制の一層の充実・強化を図り、効果的かつ効率的な指導検査の取組みを進める。

2 指導の重点項目

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 実施要綱第3条に定める自立支援給付等の算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが行われ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。

また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体

- 制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報
の利用を含む。）が適切に行われているか。
- カ 計画相談支援並びに障害児相談支援を行う事業所において、サービス等利用計
画や障害児支援利用計画の作成について、利用者の自立した日常生活の支援が効
果的に行われるよう適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法
律第79号）に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵
害が行われていないか。

4 指導・監査の実施

(1) 実施形態

ア 運営指導・監査

(ア) 実施方法

原則として、事業所等に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所等の関係者等を呼び出し、執務室等において実施
する。

なお、運営指導を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、一定
の場所において実施することができる。

(イ) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

なお、当該運営指導及び監査と併せて、適宜、社会福祉法人指導監査を実施
する。

(ロ) 班編成

1 検査班当たり、原則として、係長級1名及び職員1人以上の体制とし、事
業又は施設の規模、内容、事案等の性質に応じ、適宜人選する。

なお、居宅介護・重度訪問介護・就労移行支援・就労継続支援B型・共同生
活援助・児童発達支援・放課後等デイサービスの事業については、一部の体制
を指定事務受託法人に委託して実施する場合がある。

(エ) 実施通知

実施要綱第10条第1項及び第15条第2項の規定に基づき通知する。

ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日通知を含む。）。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、一定の期間ごとに決定する。

イ 集団指導

必要な指導の内容に応じて、オンラインを活用した動画配信形式等により実施する。

また、集団指導の対象となる事業は、実施計画において定めるものとする。

(2) 運営指導の選定方針

ア 選定時点

原則として、令和8年4月1日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業所については、必要があると認められた場合、運営指導の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の運営指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所

(イ) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所

(ウ) 苦情・告発等が多く寄せられている事業所、又は苦情・告発等の内容から運営上の問題を有することが疑われる事業所

(エ) 事業開始後運営指導を実施していない事業所

(オ) 相当の期間にわたって、運営指導を実施していない事業所

(カ) 市が指定する計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所のうち、3年以内に運営指導を実施していない事業所

(キ) 当該事業所等を運営する社会福祉法人が指導監査の時期に当たる事業所

(ク) その他運営指導の実施が必要と判断される事業所